

登記相談 ご利用案内

山口地方法務局では、**登記に関する相談を「予約制」と**しています。

事前に電話等でご予約の上、お越しいただきますようお願いいたします。

予約なしに来庁された場合、当日に相談をお受けできないことがあります。

相談の範囲

登記申請手続に関する事項

法定相続情報一覧図の保管及び交付申出に関する事項

相談の対象者

相談をご利用できる方は、次のとおりです。

- ・ 登記申請を予定している当事者及びその法定代理人
 - ・ 法定相続情報一覧図の保管又は交付申出をすることができる相続人
- ※ 本人確認のできるものを持参してください。

予約の方法

相談は、不動産の所在地を管轄する法務局のほか、最寄りの法務局でもお受けします。

相談を受けたい法務局に、直接、電話又は窓口で「登記相談の予約」であることを伝えて、お申し込みください。

※ 会社・法人の登記の相談は、本局登記部門にお申し込みください。



相談の時間

1回の相談は、20分までとなっています。

各法務局の相談日等は、別表「登記相談の予約の問合せ先」をご参照ください。



山口地方法務局

登記相談における注意事項

- 1 相談時間は、1回当たり20分以内です。
- 2 相談の際には、現在の登記の内容を確認する必要があるため、**登記事項証明書や地図証明書等**、現在の登記の内容が分かるものを**用意**してください。
- 3 法律相談や個別の契約内容、将来の行為などの相談はお受けできません。
- 4 **登記申請書や添付書類の作成の援助・助力はできません**。相談者で作成ください。
- 5 登記申請の審査は、申請後に登記官が行います。相談では、**事前審査はできません**。登記官による審査の結果、補正が必要になる場合があります。
- 6 登記を完了させるまでには、数回来庁していただく場合もあります。手続に時間の制約がある方は、司法書士や土地家屋調査士への依頼を検討されることをお勧めします。
- 7 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、司法書士法違反あるいは土地家屋調査士法違反となる場合があります。

登記相談の予約の問合せ先

※ 会社・法人の登記相談及び登記申請（設立や役員変更等）は、本局（登記部門）です。

庁名	所在	電話番号	管轄	相談の曜日・時間帯
本局 (登記部門)	〒753-8577 山口市中河原町6-16 (山口地方合同庁舎2号館)	(083) 922-2295 音声ガイダンス③→①	【不動産】 山口市, 防府市 【会社・法人】 山口県内全域	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
周南支局	〒745-0823 周南市周陽2丁目8-33	(0834) 28-0244 音声ガイダンス②→①	【不動産】 周南市, 下松市, 光市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
萩支局	〒758-0074 萩市平安古町599-3 (萩地方合同庁舎)	(0838) 22-0478	【不動産】 萩市, 長門市, 阿武町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20
岩国支局	〒741-0061 岩国市錦見1丁目16-35	(0827) 43-1125 音声ガイダンス②→①	【不動産】 岩国市, 和木町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20
下関支局	〒750-0025 下関市竹崎町4丁目6-1 (下関地方合同庁舎)	(083) 234-4000 音声ガイダンス②→①	【不動産】 下関市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
宇部支局	〒755-0044 宇部市新町10-33 (宇部地方合同庁舎)	(0836) 21-7211 音声ガイダンス②→①	【不動産】 宇部市, 山陽小野田市 美祢市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
柳井出張所	〒742-0007 柳井市東土手5-1	(0820) 22-1198	【不動産】 柳井市, 田布施町, 平生町, 上関町, 周防大島町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20

H30.1.1現在